

# 山梨県公報

第二千六百七十九号

平成二十九年

三月九日

木曜日

## 目次

告示

- 道路の区域変更……………八五
- 道路の供用開始……………八五
- 農用地利用配分計画の認可の申請……………八五
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(四件)……………九〇
- 人事委員会
- 公安委員会
- 山梨県職員給与に関する規則の一部を改正する規則……………九一
- 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………九一
- 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一二七

## 告示

### 山梨県告示第四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年三月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月九日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区 間	旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
甲州市塩山牛奥字百市三三六番一地先か	旧	一一・九	六五・四

ら  
甲州市塩山牛奥字手代原二八五九番一地先  
まで

新	一〇・三	一三・五
	一三・七	
		六五・四

### 山梨県告示第四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年三月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月九日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	日影笹子線	大月市笹子町黒野田字天庭二五 二番一地从先から 大月市笹子町黒野田字天庭二五 五番一地从先まで	八三・〇	平成二十九年三月十日

## 公告

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年三月九日

山梨県知事 後藤 斎

### 一 農用地利用配分計画

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
--------------	---------------

窪田紀彦	山梨市	山梨市 山梨市東字弥次良原千百六十七番外六筆	一、三七一・〇〇
鈴木晴樹	山梨市	山梨市西字中村四十九番一外二筆	四、九八三・〇〇
竹居豊	山梨市	山梨市牧丘町窪平字楷シ千百十八番	一、六二九・〇〇
佐藤秀次	都留市	甲州市塩山小屋敷字己ノ起千九百三十二番	一、三八七・〇〇
杉山成江	甲府市	西八代郡市川三郷町大塚字上河原五百三十四番一外三筆	六、九九三・〇〇
松本重崇	甲府市	中央市高部字明治三百八番外三筆	九七五・〇〇
山中隆	甲府市	北杜市長坂町白井沢字横針千六百二十八番	一、九三八・〇〇
氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所在	面積(平方メートル)

株式会社ローソンプアーム 山梨	山梨市	山梨市三ヶ所字長面六十八番外一筆	三、七六九・〇〇
武井貞幸	山梨市	山梨市牧丘町室伏字下田千六百二十五番一	二五五・〇〇
鈴木史彦	山梨市	山梨市上栗原字中道六百四十二番一	九七四・〇〇
網倉勇太	山梨市	山梨市牧丘町西保下字西杉山三千三百二十三番外四筆	二、五一一・〇〇
鶴田誠司	山梨市	山梨市北字南梨ノ木千六百六十四番外三筆	四、〇八一・〇〇
横森公毅	韮崎市	韮崎市穂坂町三ツ澤字小前下割二千七番	一、四〇五・〇〇
長田由孝	韮崎市	韮崎市中田町小田川字俣下二千二十八番外一筆	二、九四四・〇〇
佐藤寛	南アルプス市	南アルプス市曲輪田字下原三百四十五番二	二、五三九・〇〇
		南アルプス市有野字古屋鋪千七百四十一番一外一筆	六四八・〇〇
		南アルプス市有野字南小倉千三百五十三番外一筆	一、九一二・〇〇

石井健太郎	南アルプス市	南アルプス市上八田字二ツ塚百七十七番	九二八・〇〇
小野聖	南アルプス市	南アルプス市下今諏訪字森西百七十五番一	一、〇七七・〇〇
秋山仙一	南アルプス市	南アルプス市百々字下原二千二百三十九番一	五一一・〇〇
農事組合法人南アルプスSeed	南アルプス市	南アルプス市在家塚字仲畑千四百九十六番一外二筆	二、一四〇・〇〇
村松正美	南アルプス市	南アルプス市東南湖字下出口千六百九十九番	一、七二七・〇〇
飯窪拓也	南アルプス市	南アルプス市和泉字の場七百六十四番	一、〇二〇・〇〇
中込一憲	南アルプス市	南アルプス市有野字北新田二千五百六十九番一外三筆	四、九〇二・〇〇
株式会社ザイマックスヴィレッジ	北杜市	北杜市小淵沢町字中尾九千八百六番一	九一七・〇〇
株式会社女神の森オーガニックファーム	北杜市	北杜市小淵沢町字入道森千六百二十二番外二筆	五、九〇七・〇〇
株式会社ワザーリ	北杜市	北杜市白州町横手字中原千八百八十五番外一筆	二、六六八・〇〇

株式会社あけの	北杜市	北杜市明野町浅尾字浅尾原五千二百五十九番六百六十六番外九筆	三五、六六四・〇〇
大和田貞一	北杜市	北杜市高根町小池字前田三百十番外一筆	三、八〇六・〇〇
農事組合法人いずみそば組合	北杜市	北杜市大泉町西井出字蟹林七百三十八番一外一筆	一、七八二・〇〇
株式会社こびつと	北杜市	北杜市大泉町西井出字天神二千六百三十三番	六〇九・〇〇
	北杜市	北杜市大泉町谷戸字米山九千八十番一外九筆	六、五八四・〇〇
	北杜市	北杜市小淵沢町松向字神田尻二千六百七十一番外十五筆	二六、二三三・〇〇
	北杜市	北杜市長坂町長坂上条字向田九百四十番一外十二筆	二〇、一六三・〇〇
	北杜市	北杜市長坂町中丸字西蕪二千六百九番外一筆	三、四九六・〇〇
輿石正	北杜市	北杜市高根町箕輪字海道前千二百八十四番四外三十筆	二九、〇一八・〇〇
伊藤省吾	北杜市	北杜市長坂町長坂上条字東田千八百二十七番	一、二五七・〇〇

農事組合法人 エナジー津金	北杜市 北杜市須玉町下津金字下 川手五千二百四十九番外 四筆	三、九三八・二五
農事組合法人 武川ファーム 組合	北杜市 北杜市須玉町下津金字中 田五千百八十五番外三筆	四、二六一・〇〇
農事組合法人 高橋雄一郎	北杜市 北杜市武川町山高字祝六 十八番外五筆	四、九二一・〇〇
農事組合法人 菅農たかね	北杜市 北杜市長坂町大井ヶ森字 下フノリ平千四百四十九 番一外四筆	六、六四五・〇〇
農事組合法人 長坂ファーム 組合	北杜市 北杜市長坂町塚川字泥里 千八百五十七番一外三十 七筆	一、四一三・〇〇
農事組合法人 長坂ファーム 組合	北杜市 北杜市長坂町塚川字泥里 千八百五十六番外一筆	二、〇六四・〇〇
農事組合法人 長坂ファーム 組合	北杜市 北杜市長坂町塚川字泥里 千八百五十六番外一筆	五、四、二五五・〇〇
農事組合法人 長坂ファーム 組合	北杜市 北杜市長坂町塚川字泥里 千八百五十六番外一筆	九、八三三・〇〇
農事組合法人 長坂ファーム 組合	北杜市 北杜市長坂町塚川字泥里 千八百五十六番外一筆	二、六五六・〇〇
農事組合法人 長坂ファーム 組合	北杜市 北杜市長坂町塚川字泥里 千八百五十六番外一筆	六、四三三・〇〇
小野田等	北杜市 北杜市白州町鳥原字大北 四千四百一番外四筆	一〇、八一七・〇〇
杉浦伸一	甲斐市 西八代郡市川三郷町上野 字一城林三千三百九番一 外四筆	一、七〇五・〇〇
梶敏範	笛吹市 笛吹市八代町南字森ノ上 南二百四十九番八	九九一・〇〇
宮川公雄	笛吹市 笛吹市境川町三柵字下向 七百九十番一外一筆	五八五・〇〇
雨宮裕仁	笛吹市 笛吹市境川町小黒坂字間 ノ田千五百二十二番外四 筆	二、九九七・〇〇
板倉由加子	笛吹市 笛吹市境川町前間田字宮 前七百四十八番一外一筆	七八五・〇〇
北村学	笛吹市 笛吹市八代町北字川後塚 六百七十六番一外一筆	七二九・〇〇
志村一仁	笛吹市 笛吹市御坂町井之上字姥 塚千五百五十八番一	四七九・〇〇
早川直樹	笛吹市 笛吹市石和町東油川字北 畑二百六十七番一外一筆	一、八四四・〇〇
早川直樹	笛吹市 笛吹市一宮町一ノ宮字北 反保百六十七番	一、六七五・〇〇
早川直樹	笛吹市 笛吹市一宮町一ノ宮字北 反保百六十七番	一、六七五・〇〇

株式会社ハイ ジの野菜畑	笛吹市	富士吉田市上暮地字子ノ 神二千二百八十九番一外 二十九筆	一九、一八一・〇〇
市川央	笛吹市	西八代郡市川三郷町大塚 字幅四千七百六十八番一 外六筆	三、四三一・〇〇
三科裕二	甲州市	甲州市勝沼町休息字上沖 田二百十九番一外一筆	二、二一六・〇〇
石原淳哉	甲州市	甲州市勝沼町休息字南門 千二百番一外四筆	三、〇一六・〇〇
大村良明	甲州市	甲州市勝沼町休息字中沖 田二千七十番外三筆	二、四八〇・〇〇
佐野和枝	甲州市	甲州市勝沼町等々力字西 林千二百六十一番一	六五五・〇〇
たとも農園株 式会社	中央市	甲州市塩山藤木字笠張千 三百五十九番	二六八・〇〇
平岡正史	西八代郡市川三 郷町	中央市布施字町屋前三千 九百五十九番一	三三五・〇〇
		西八代郡市川三郷町黒沢 字開田二百六番一外五筆	二、九九六・〇〇
		西八代郡市川三郷町黒沢 字開田二百二十四番	七九一・〇〇
			二二七・〇〇

根津弘毅	西八代郡市川三 郷町	西八代郡市川三郷町黒沢 字陳平四千二百二十八番 一外十六筆	七、三八一・〇〇
佐藤信也	西八代郡市川三 郷町	西八代郡市川三郷町大塚 字下河原八百六十五番二	四八四・〇〇
都築憲彌	西八代郡市川三 郷町	西八代郡市川三郷町岩間 字下木戸千八百九十九番 三外七筆	二、〇三五・〇〇
農事組合法人 手打沢組合	南巨摩郡身延町	南巨摩郡身延町手打沢字 栗林千四百四十三番一外 三筆	一、八〇五・〇〇
農事組合法人 結いの里しも べ	南巨摩郡身延町	南巨摩郡身延町下山字川 除下九千九百五十八番外 三筆	一、〇五五・〇〇
菊島史登	中巨摩郡昭和町	笛吹市境川町藤袋字切付 二百一番	八八四・〇〇
菊地千春	長野県	笛吹市境川町藤袋字切付 百八十八番外一筆	七八七・〇〇
わかば農園株 式会社	岐阜県	北杜市高根町村山東割字 雲雀沢千七百九十一番一 外八筆	八、一四八・〇〇
		北杜市白州町鳥原字大久 保四千四百二十四番外三 十五筆	六二、〇〇八・〇〇

	北杜市白州町鳥原字東原	四、一六四・〇〇
	四千六百五十二番外一筆	

(詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)

二 縦覧の場所等

- 1 場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部担い手・農地対策室
  - 2 期間 この公告の日から平成二十九年三月二十三日までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日
  - 3 時間 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで
- 三 意見書の提出先等
- 1 提出先 二の1に掲げる場所
  - 2 記載事項
    - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
    - (二) 利害関係の内容
    - (三) 意見
  - 3 提出期限 平成二十九年三月二十三日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年三月九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 処分をした年月日 平成二十九年二月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 株式会社相和
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津三千六百八十三番地二
  - 3 代表者の氏名 中村守
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二四)第八九三四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十九年二月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年三月九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 処分をした年月日 平成二十九年二月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 株式会社富岳造園土木
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中三百二十九番地二
  - 3 代表者の氏名 高村財
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二三)第四四九〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十九年二月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年三月九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 処分をした年月日 平成二十九年二月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 ムゲン工業
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市万才五百二十番地二 秋山住宅
  - 3 代表者の氏名 海瀬収
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二六)第九三七〇号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十九年二月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年三月九日

- 山梨県知事 後 藤 斎
- 一 処分をした年月日 平成二十九年二月二十七日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号又は名称 有限会社早川建材設備
    - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山千野三千四百九十三番地
    - 3 代表者の氏名 青沼久
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第五六六一号
  - 四 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十九年二月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第二号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月九日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表6級の項第十二号中「給与企画官、福利厚生官」を「給与企画官」に改め、同表9級の項を次のように改める。

- 1 困難な業務を行う教育次長、局長、林務長又は出納局長の職務
- 2 困難な業務を行う本庁又は教育委員会議務局の理事

別表第十二警察部局の部警察本部の項中

次長 (総務室及び部に置く 次長に限る。)	三種
理事	二種
次長	三種

認める者にあつては二種)

を

理事	二種
次長	三種

この規則は、平成二十九年三月十六日から施行する。

### 附則

に、「福利厚生官」を「健康管理室長」に改める。

(総務室及び部に置く  
次長に限る。)

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第一号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月九日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の表第三項中「山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字調整地一、五六八番二地」を「山梨県西八代郡市川三郷町宮原四一番一」に改める。

第十三条の見出しを「(臨時適性検査等)」に改め、同条第一項を次のように改める。  
法第百二条の臨時適性検査等に係る命令及び通知は、次に掲げる様式により行うものとする。

- 一 法第九十条第八項又は法第百三条第六項の規定による適性検査の受検命令 別記様式第十一の三
- 二 法第九十条第八項又は法第百三条第六項の規定による診断書の提出命令 別記様式第十一の四
- 三 法第百二条第一項から第三項までの規定による診断書の提出命令 別記様式第十一の五

四 法第二百二条第六項又は法第七百七条の四第一項の規定による臨時適性検査の通知  
別記様式第十一、別記様式第十一の二又は別記様式第十一の六  
第十三条の二中「又は第一百一条の四第二項」を、「法第一百一条の四第二項又は法第一百一条の七第二項」に改め、「第一百一条の四第三項」の下に「又は法第一百一条の七第二項」を加える。

第十五条の二第五項中「講習終了証書」を「講習終了証明書」に改める。

第十七条の五中「第九十四条第三項」を「第九十四条第二項」に改める。

第十八条の二第一項中「第三十八条第十三項」を「第三十八条第十二項」に改める。

第十八条の三第一項中「中型免許」の下に、「準中型免許」を加え、同条第五項中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 準中型車講習終了証明書 別記様式第十五の三の二の一

第十八条の五の見出し中「所得時講習指導員」を「取得時講習指導員」に改め、同条第一号中「受けているもの」を「受けている者」に、「平成十七年政令第二百八十三号」を「平成十七年政令第八十三号」に、「講習を終了」を「研修を修了」に改め、同条第二号中「もの又は」を「者」に、「受けているもの」を「受けている者又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号。以下この条において「平成二十八年改正政令」という。）附則第三条第一項の規定により教習指導員資格者証（中型）とみなされる教習指導員資格者証の交付を受けている者」に改め、同条第十一号中「もの」を「者又は平成二十八年改正政令附則第三条第二項の規定により教習指導員資格者証（普通二種）とみなされる教習指導員資格者証の交付を受けている者」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「もの又は」を「者」に、「受けているもの」を「受けている者又は平成二十八年改正政令附則第三条第二項の規定により教習指導員資格者証（中型二種）とみなされる教習指導員資格者証の交付を受けている者」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「受けているもの」を「受けている者」に、「講習を終了」を「研修を修了」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号ア及びウからキまでの規定中「もの」を「者」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「認める者」を「認めるもの」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「修了したもの」を「修了した者」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「もの」を「者」に、「第九条」を「第九項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「もの」を「者」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「もの」を「者又は平成二十八年改正政令附則第三条第一項の規定により教習指導員資格者証（普通）とみなされる教習指導員資格者証の交付を受けている者」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 準中型車講習を行う指導員（以下「準中型車講習指導員」という。）  
法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証（準中型）の交付を受けている者又は平成二十八年改正政令附則第三条第一項の規定により教習指導員資格者証（準中型）とみなされる教習指導員資格者証の交付を受けている者で、公安委員会が指定する研修を修了したもの  
第二十二条第一項第四号を削り、同項第五号中「前号の教習の方法は施行規則第三十三條第四項に準ずるものであること。ただし、」を削り、「九月」を「一年」に改め、「それぞれ前号の規定による教習時間の」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号

の表中  
「  
乗車定員5人以上の普通自動車  
」を  
「  
乗車定員5人以上10人以下の普通自動車  
」に改め、同号を同項第五号とし、同条

第六項中「細則に定める」を削り、同条第七項中「この細則に定める」を削る。  
第三十三條第一項中「第三十八条の四の四第一項第二号」を「第三十八条の四の六第一項第二号」に改める。

別表第一の三中  
「  
普通大型二輪自動車  
」を  
「  
準中型車  
普通大型二輪自動車  
」に改める。

別表第一の四中

5 安全運転の基礎知識	150分	150分
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	30分	30分
7 構造取扱いの知識	90分	90分
8 交通事故研究に基づく安全運転の方法	20分	60分

を

5 安全運転の基礎知識	150分	150分
6 安全運転の基礎知識及び安全運転の方法	30分	30分
7 交通事故例に基づく安全運転の方法	120分	60分

を

5 安全運転の基礎知識	150分	150分
6 安全運転の基礎知識及び安全運転の方法	30分	30分
7 交通事故例に基づく安全運転の方法	120分	60分

「9 講習対象者別に必要な安全運転の知識」や「8 講習対



0分 120分

乗者別に必要な安全運転の知識」及び「10 筆記による診断と指導又は運転適性検査器材の使用による診断と指導」や「9 筆記による診断と指導又は運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「11 実車による診断と指導又は運転シミュレーター操作による診断と指導」や「10 実車による診断と指導又は運転シミュレーター操作による診断と指導」及び「12 面接指導」や「11 面接指導」における。

- 開講 講義
- 1 道路交通の現状
  - 2 交通事故の社会的立場
  - 3 運転者の心的構え
  - 4 安全運転の基礎知識
  - 5 安全運転法の知識及び安全運転の方法
  - 6 道路交通法の知識
  - 7 構造取扱いの知識

開講録1611中

- 8 事故事例研究に基づく安全運転の方法
- 9 筆記による診断と指導及び運転適性検査器材の使用による診

110分	
30分	
40分	

- 開講 講義
- 1 道路交通の現状
  - 2 交通事故の社会的立場
  - 3 運転者の心的構え
  - 4 安全運転の基礎知識
  - 5 安全運転法の知識及び安全運転の方法
  - 6 道路交通法の知識
  - 7 事故事例研究に基づく安全運転の方法
  - 8 筆記による診断と指導及び運転適性検査器材の

110分	
30分	
40分	

及び「10 社会参加活動」や「9 社会参

加活動」及び「10 実車による診断と指導及び運転シミュレーター操作による診断と指導」や「9 実車による診断と指導及び運転シミュレーター操作による診断と指導」及び「11 面接指導」や「10 面接指導」における。

開講録1611中 「5 技能教育に必要な教育の技能」や「5 技能教育の教育方法」及び「6 学科教育に必要な教育の技能」や「6 学科教育の教育方法」及び「6 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能」や「6 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法」及び「2 副管理者」や「3 副管理者」における。

開講録1611を次のように定める。

別表第4の2（第18条の2関係）

高齢者講習の講習科目及び時間割

その1 75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習

講 習 科 目	講習時間
開 講	
1 道路交通の現状と交通事故の実態	30分
2 運転者の心構えと義務	
3 安全運転の知識	
4 運転適性についての指導①	30分
5 運転適性についての指導②	60分
講 習 時 間 合 計	120分

備考

- 1 小型特殊免許のみを保有する者に対するものについては、1～4の講習科目を実施し、合計講習時間は60分とする。
- 2 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設ける。

その2 75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習

講 習 科 目	講習時間
開 講	
1 道路交通の現状と交通事故の実態	30分
2 運転者の心構えと義務	
3 安全運転の知識	
4 運転適性についての指導①	30分
5 運転適性についての指導②	60分
6 総合的な安全指導	60分
講 習 時 間 合 計	180分

備考

- 1 小型特殊免許のみを保有する者に対するものについては、1～4及び6

の講習科目を実施し、合計講習時間は120分とする。

2 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設ける。

### その3 臨時高齢者講習

講習科目	講習時間
開講	
1 運転適性についての指導	60分
2 総合的な安全指導	60分
講習時間合計	120分

#### 備考

1 小型特殊免許のみを保有する者に対するものについては、2の講習科目を実施し、合計講習時間は60分とする。

2 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設ける。

別表第四の二の三を次のように改める。

## 別表第4の2の3（第18条の2の3関係）

## 特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割

講 習 科 目	講 習 時 間	
	簡易講習	通常講習
開 講	30分以上	
1 道路交通の現状と交通事故の実態		
2 運転者の心構えと義務		
3 安全運転の知識	30分以上	
4 運転適性についての指導①		
5 運転適性についての指導②	—	60分以上
6 総合的な安全指導	—	60分以上
講 習 時 間 合 計	60分以上	180分以上

## 備考

- 通常講習のうち75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習は、1～5の講習科目を実施し、合計講習時間は120分以上とする。
- 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設ける。

別表第五の二の項を次のように改める。

二 普通・準中型・中型・大型仮免許	普通車はAT車に限る。	右同	技能試験に準ずる。	右同	右同
	準中型車は五t未満に限る。	準中型免許に係る標準試験車	右同	右同	右同
	中型車は八t未満に限る。	中型免許に係る標準試験車	右同	おおむね千二百メートル	六十パーセント以上
	大型車はマイクrobasに限る。	大型免許に係る標準試験車	右同	右同	右同

別表第五中十一の項を十二の項とし、七の項から十の項までを一項ずつ繰り下げ、六の項の次に次の一項を加える。

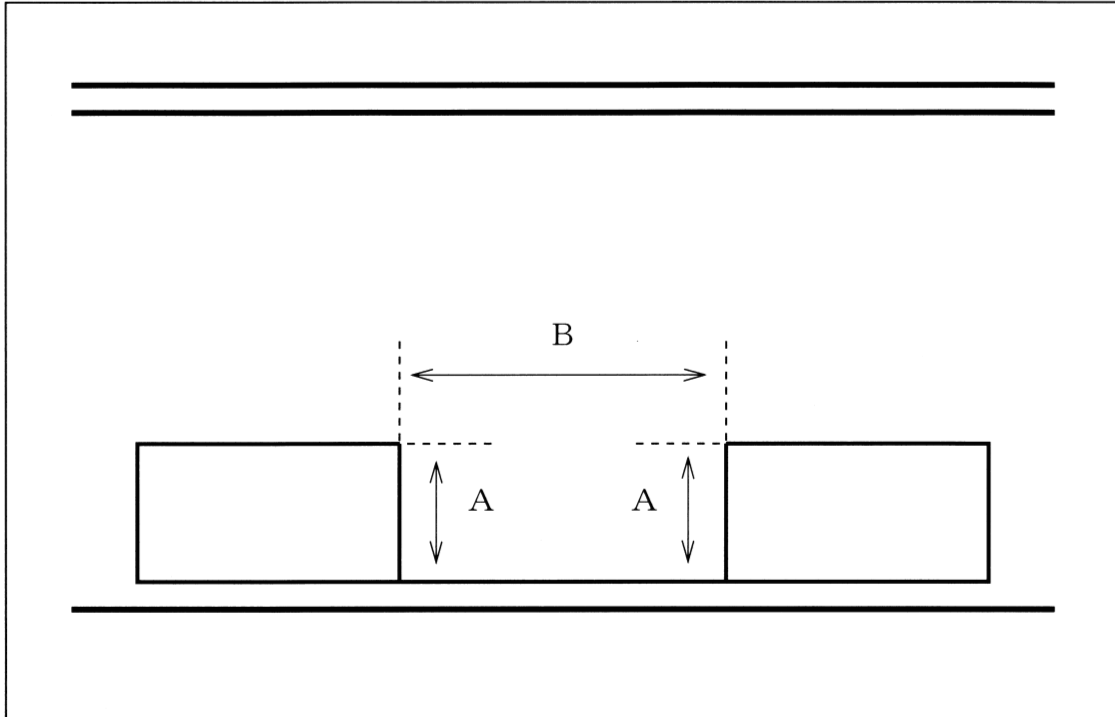
七 準中型免許	準中型車五t未満に限る。	準中型免許に係る標準試験車	周回コース及び幹線コースの走行並びに交差点、曲線コース、屈折コースの通過並びに方向変換（AT限定条件が付されている場合は、坂道コースの通過を含む。）	右同	右同
	準中型車五t未満及び普通	右同	周回コース及び幹線コースの走行並	右同	右同

別表第六を次のように改める。

車は自三車、軽車（三百六十）に限る。	びに交差点、曲線コース、屈折コースの通過
--------------------	----------------------

別表第6 (第22条関係)

縦列駐車用コース



コースの区分	区分	幅	長さ
	記号	A	B
大型第二種免許コース		3.0メートル	15.0メートル
中型第二種免許コース		3.0メートル	13.0メートル
普通第二種免許コース		2.2メートル	7.5メートル

別表第七を次のように改める。  
別表第七（第二十三条関係）

教習の別	教習時間の別
一 運転できる準中型自動車（五t）及び普通車は自三車、軽車（三百六十）に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者に係る限定解除	準中型自動車による四時限以上の技能教習
二 運転できる普通自動車（普通車は軽車（三百六十）に限る）旨の限定を付された普通免許を受けている者に係る限定解除	普通自動車による四時限以上の技能教習
三 運転できる大型特殊自動車（カテゴリーを有する自動車（車輪を有するものを除く。）又は農耕作業用自動車に限定された大型特殊免許を受けている者に係る限定解除	大型特殊自動車による六時限以上の技能教習
四 道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和四十五年総理府令第二十八号）附則第四項の規定により、運転できる大型自動車がマイクローバスに限定されている大型免許を受けている者（免許の失効により同様の条件が付された者を含む。）に係る限定解除	大型自動車による十二時限以上の技能教習
五 運転できる普通自動車（普通車はAT車に限る）旨の限定を付された普通免許を受けている者に係る限定解除	普通自動車（オートマチック車でないこと。）による四時限以上の技能教習
六 運転できる普通自動車（普通車はAT車に限る）旨の限定を付された普通第二種免許を受けている者に係る限定解除	普通自動車（オートマチック車でないこと。）による四時限以上の技能教習
七 運転できる普通自動車（「一・五t以下の車両に限る」、「一・二t以下の車両に限る」又は「長さ四・七m、幅一・七m以下の車両に限る」等の限定を付された普通免許を受けている者に係る限定解除	普通自動車（オートマチック車を含む。）による四時限以上の技能教習
八 AT限定大型二輪免許を受けている者に係る限定解除（AT限定大型二輪免許↓大型二輪免許）	大型二輪車（オートマチック車でないこと。）による八時限以上（その者が、普通二輪免許又は小型限定普通二輪免許を受けていた場合は五時限以上）の技能教習
九 AT限定普通二輪免許を受けている者に係る限定解除（AT限定普通二輪免許↓普通二輪免許）	普通二輪車（オートマチック車でないこと。）による五時限以上（その者が、小型限定普通二輪免許を受けていた場合は三時限以上）の技能教習
十 AT小型限定普通二輪免許を受けている者に係るAT限定の解除（AT小型限定普通二輪免許↓小型限定普通二輪免許）	小型二輪車（オートマチック車でないこと。）による四時限以上の技能教習
十一 AT小型限定普通二輪免許を受けている者に係るAT限定及び小型限定の解除（AT小型限定普通二輪免許↓普通二輪免許）	普通二輪車（オートマチック車でないこと。）による八時限以上の技能教習
十二 小型限定普通二輪免許を受けている者に係る小型限定の解除（小型限定普通二輪免許↓普通二輪免許）	普通二輪車（オートマチック車でないこと。）による五時限以上の技能教習
十三 AT小型限定普通二輪免許を受けている者に係る小型限定の解除（AT小型限定普通二輪免許↓AT限定普通二輪免許）	普通二輪車（オートマチック車でないこと。）による五時限以上の技能教習



<p>十四 小型限定普通二輪免許を受けている者に係るAT限定での小型限定の解除（小型限定普通二輪免許→AT限定普通二輪免許）</p>	<p>普通二輪車（オートマチック車であること。）による三時限以上の技能教習</p>
<p>十五 運転できる準中型自動車が「準中型車は準中型車（五t）に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者に係る限定解除</p>	<p>準中型自動車（車両総重量が五t未満でないこと。）による四時限以上の技能教習</p>
<p>十六 運転できる準中型自動車が「準中型車は準中型車（五t）のAT車に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者に係る限定解除</p>	<p>準中型自動車（車両総重量が五t未満でないこと。）による八時限以上の技能教習</p>
<p>十七 運転できる中型自動車が「中型車は中型車（八t）に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者に係る限定解除</p>	<p>中型自動車による五時限以上の技能教習</p>
<p>十八 運転できる中型自動車が「中型車は中型車（八t）のAT車に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者に係る限定解除</p>	<p>中型自動車による九時限以上の技能教習</p>
<p>十九 「運転できる中型自動車がなく、準中型車は準中型車（五t）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除</p>	<p>バス型の中型自動車による十一時限以上の技能教習</p>
<p>二十 「運転できる中型車がなく、準中型車は準中型車（五t）のAT車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除</p>	<p>バス型の中型自動車による十五時限以上の技能教習</p>
<p>二十一 運転できる中型自動車が「中型車は中型車（八t）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除</p>	<p>バス型の中型自動車による五時限以上の技能教習</p>

<p>二十二 運転できる中型自動車が「中型車は中型車（八t）のAT車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除</p>	<p>バス型の中型自動車による九時限以上の技能教習</p>
<p>二十三 運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（五t）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除（「準中型車は準中型車（五t）に限る」旨の限定解除に限る。）</p>	<p>準中型自動車（車両総重量五t未満でないこと。）による四時限以上の技能教習</p>
<p>二十四 運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型（五t）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除（中型第二種免許で運転できる中型車はない旨の限定解除に限る。）</p>	<p>中型自動車による十一時限以上の技能教習</p>
<p>二十五 運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（五t）に限る」、「準中型車（五t）と普通車はAT車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除（「中二で運転できる中型車はない」又は「準中型車（五t）と普通車はAT車に限る」旨の限定解除に限る。）</p>	<p>中型自動車による十五時限以上の技能教習</p>
<p>二十六 運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（五t）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除</p>	<p>バス型の中型自動車による十一時限以上の技能教習</p>

<p>いる者に係る限定解除</p> <p>二十七 運転できる中型自動車及び準中型自動車          車が「準中型及び中二で運転できる中型車は          なく、準中型車は準中型車（五t）に限る」          、「準中型車（五t）と普通車はAT車に限          る」旨の限定を付された中型第二種免許を受          けている者に係る限定解除</p>	<p>バス型の中型自動車による十五時          限以上の技能教習</p>
<p>備考</p> <p>教習時限は一教習時限につき五十分とする。</p>	<p>大型自動車による六時限以上の技          能教習</p>

別記様式第十一の四の次に次の二様式を加える。

# 診断書提出命令書

年 月 日

住所

殿

山梨県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、  
運転免許 が拒否される  
が保留される こととなります。  
が取り消される  
の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなります。

診断書の提出を命ずる理由となった認知機能検査の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、山梨県警察本部交通部運転免許課適性検査所係までお問い合わせください。

山梨県警察本部交通部運転免許課適性検査所係  
南アルプス市下高砂825  
電話 055-285-0533 (内線 )

## 臨時適性検査通知書

年 月 日

住所

殿

山梨県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、  
 拒 否  
 運転免許の 保 留 の処分を受けることとなります。  
 取 消 し  
 効力の停止

適性検査を行う理由 となった認知機能検査の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備 考	

- ※ 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。
- ※ 診断書を提出する場合は、 年 月 日までに、山梨県警察本部交通部運転免許課適性検査所係に提出してください。
- ※ この通知について、不明な点がある場合には、山梨県警察本部交通部運転免許課適性検査所係までお問い合わせください。

山梨県警察本部交通部運転免許課適性検査所係  
 南アルプス市下高砂825  
 電話 055-285-0533 (内線 )

別記様式第十二の二中

大 中 普 大 大 普 小 原 大 大 大 大  
型 型 通 自 自 自 原 付 付 付 付 付 付 付 引 引 引 引

を

大 中 普 大 大 普 小 原 大 大 普 大  
型 型 通 自 自 自 原 付 付 付 付 付 付 付 引 引 引 引

を

め、同様式備考一中「明りようにかい書」や「明瞭に楷書」に定める。

別記様式第十三中「普通」を「準中型、普通」に

普通 大自二  
原付 その他

普自二（限定なし、小型限定）

を

準中型 普通  
原付 その他

大自二 普自二（限定なし、小型限定）

に定める。

別記様式第十三の三中「初心運転者講習終了証明書」に定める。

別記様式第十三の十一中「規定する」を「掲げる」に

講習の種類

免許の種類

の 類 に改め、同様式備考二中「普通」を「準中型、普通」に定める。

別記様式第十四の三から別記様式第十四の八までを次のように改める。

第 号

指定自動車教習所職員講習修了証明書

教習所名

自動車教習所(学校)

氏 名

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習

技能検定員

教習指導員

副管理者

を修了した者である事を証明する。

年 月 日

山梨県公安委員会



別記様式第14の4 (第17条の10関係)

運転経歴証明書交付申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

処理区分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	資料区分	36-B9
------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------	-------

※太枠のみ記入すること。  
詳細は裏面参照のこと

フリガナ氏名					電話番号	( )	性別	男	女
生年月日	明治	大正	昭和	平成	年 月 日				
	1	2	3	4					

手数料貼付欄

写 真

注) 申請者が直接貼ることは不可

警察署受付

免許課受付

運転経歴証明書内容等欄

運転経歴証明書内容	欠字													登録印等							
	氏名	年 月 日生		電話																	
	住所																				
番号	第	号	有無	免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大型二	中型二	普通二	大特二	けん引二	交付	年 月 日

備考	
----	--

(裏 面)

申請書の記載要領等

1. 氏名欄は、黒又は青のボールペン等で明瞭に、楷書で記載し、又は5号活字で印字すること。
2. 手数料欄には、収入証紙で手数料を納入する場合は、その収入証紙を貼り付けること。
3. この申請書に添付する写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとすること。



別記様式第14の5 (第17条の10関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

処理 区分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	センター 警察署 都留分室	001 002 005	資料 区分	51	フリガナ 届出者氏名	男・女 電話 ( ) -
----------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------	-------------------	----------	----	---------------	--------------

変 更 事 項	フリガナ 氏名	
	住所	山梨県

免 許 証 の 写 し	表	※記載事項変更の確認に用いた書類  <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 公共郵便物等 <input type="checkbox"/> 身分証明書等 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	裏	警察署受付   免許課受付

運 転 証 明 書 内 容	欠字										登録印等										
	氏名		年 月 日生	電話																	
	住所																				
	第	号	有無	免許の種類	大	中	準中	普通	大	自	小	原	付	引	大	中	普通	大	引	交付日・No.	

備考	
----	--

別記様式第14の5の2 (第17条の10関係)

運転経歴証明書再交付申請書

山梨県公安委員会 殿

年 月 日

処理区分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	資料区分	36-B9
------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------	-------

※太枠のみ記入すること。  
詳細は裏面参照のこと

フリガナ氏名					電話番号	( )	性別	男	女
生年月日	明治	大正	昭和	平成	年 月 日				
	1	2	3	4					

手数料貼付欄

写 真

注) 申請者が直接貼ることは不可

警察署受付

免許課受付

運転経歴証明書内容等欄

運転経歴証明書内容	欠字													登録印等						
	氏名	年 月 日生 電話																		
	住所																			
	番号	第 号	有無	免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付		け引	大型二	中型二	普通二	大特二	け引二

備考	
----	--

(裏 面)

申請書の記載要領等

1. 氏名欄は、黒又は青のボールペン等で明瞭に、楷書で記載し、又は5号活字で印字すること。
2. 手数料欄には、収入証紙で手数料を納入する場合は、その収入証紙を貼り付けること。
3. この申請書に添付する写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとすること。

高齢者講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

申請者 住 所  
氏 名 印  
生年月日 年 月 日生( 歳)  
電話番号 男・女

私は、道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習の受講を申請します。

講習の区分		75歳未満の講習
		75歳以上(第3分類)の講習
		75歳以上(第1分類及び第2分類)の講習
		臨時高齢者講習

交付公安委員会	公安委員会交付	免許証の効力	有効	年月日まで有効
			失効	年月日失効

免許証番号	第	号
-------	---	---

取得免許の種類	第一種免許	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	第二種免許	大	中	普	大	け
		型	型	中型	通	特	自二	自二	特	付	引		大型二	中型二	普通二	大特二	け引二

講習手数料	
-------	--

備考

- 1 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。
- 2 「講習の区分」欄は、該当する講習の区分に○印を付すこと。
- 3 「免許証の効力」欄は、有効又は失効に○印を付し、有効期間又は失効年月日を記載すること。
- 4 「講習手数料」欄には、手数料額に相当する収入証紙をはり付けること。
- 5 75歳以上の受講者については、認知機能検査結果通知書等により認知機能検査を受けていることを確認すること。

第

--	--

—

--	--	--	--	--

号

高齢者講習終了証明書

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げ

る講習

(道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の1の項に掲げる講習)

(道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の2の項に掲げる講習)

(道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の3の項に掲げる講習)

(道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の4の項に掲げる講習)

を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

備 考

## チャレンジ講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

申請者 住 所  
氏 名 印  
生年月日 年 月 日生 ( 歳)  
電話番号 男・女

私は、道路交通法第108条の2第2項に規定するチャレンジ講習の受講を申請します。

交付公安委員会	公安委員会交付	有効期間	年 月 日まで有効													
取得免許の種類	第 号															
	第一種免許											第二種免許				
	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大型二	中型二	普通二	大特二	けん引二	

講習手数料

備考

- 1 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。
- 2 「講習手数料」欄には、手数料額に相当する収入証紙をはり付けること。
- 3 認知機能検査を受検した事を証する書面を添付すること。

別記様式第十四の十及び別記様式第十四の十一を次のように改める。

### 特定任意高齢者講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

申請者 住 所  
氏 名 印  
生年月日 年 月 日生 ( 歳)  
電話番号 男・女

私は、道路交通法第108条の2第2項に規定する講習の受講を申請します。

講習の区分		簡易講習 (チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者に対する講習)															
		通常講習 (75歳未満の講習)															
		通常講習 (75歳以上 (第3分類) の講習)															
		通常講習 (75歳以上 (第1分類及び第2分類) の講習)															
交付公安委員会	公安委員会交付				有効期間			年 月 日まで有効									
免許証番号	第 号																
取得免許の種類	第一種免許	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	第二種免許	大	中	普	大	け
		型	型	中型	通	特	自二	自二	特	付	引		大型二	中型二	普通二	大特二	引二

講習手数料

備考

- 1 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。
- 2 「講習の区分」欄は、該当する講習の区分に○印を付すこと。
- 3 「講習手数料」欄には、手数料額に相当する収入証紙をはり付けること。
- 4 チャレンジ講習受講結果確認書又は認知機能検査を受検した事を証する書面を添付すること。



第 

--	--

 - 

--	--	--	--

 号

## 特定任意高齢者講習終了証明書

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日生

上記の者は、 年 月 日運転免許に係る講習等に関する規則

第1号

第2条第1項 第2号の表の一の項 に定める基準に適合する講習を終了  
 第2号の表の二の項  
 第2号の表の三の項

した者であることを証明する。

年 月 日

山梨県公安委員会 印

備 考	
-----	--

別記様式第十五中「□ 第4号(大型・中型・普通)」を「□ 第4号(大型・中  
庭・中庭・普通)」に改め、同様式備考「中」の「中」を「中」に改める。  
別記様式第十五の三の二の次に次の様式を加える。

第 号

準中型車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習

（準中型車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山梨県公安委員会



別記様式第二十八及び別記様式第二十九を次のように改める。

別記様式第28 (第25条関係)

(表)

※ 整理番 号		安全運転管理者に関する届出書																	
山梨県公安委員会 殿		年 月 日																	
安全運転管理者を選任、解任 届出事項を変更 お届けします。		}したので		届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 住 所											印				
		(電話 )																	
①選任年月日	年 月 日			⑧ 使用 の 本 拠	名 称														
② 安全運転管理者 氏名	(ふりがな)				位 置														
③ 資 格 要 件	生年月日 大 昭 年 月 日( 歳) (年齢) 平		3 公安委員 会の認定		業種別		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他												
④職務上の地位				⑨ 使用の本拠における自動車台数・運転者数	乗 用 貨 物										計				
⑤ 安全運転管理者 が運転免許を持 っている場合	免許の種類				大 型	中 型	普 通	軽	大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽	大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪		
	免許年月日																		
	免許番号																		
	交付年月日																		
交付公安 委 員 会																			
⑥ 安全運転管理者 の勤務の態様	勤務 日勤 隔日 その他( )			⑩ 運 転 者 数	免 許 種 別		大 型	中 型	軽	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	計				
	副安全運転管 理者の有無		あり( 名) なし		一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種							
⑦ 安全 運 転 管 理 者 の 略 歴	勤 務 期 間		勤務所名		職名														
	自 . . . 至 . . .																		
	自 . . . 至 . . .																		
	自 . . . 至 . . .																		
	自 . . . 至 . . .																		
⑧ 前 安 全 運 転 管 理 者	解任年月日		年 月 日		氏名														
	解 任 事 由		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他( )																
備考	大型自動車のうち、ダンプカーの 台数は、 ( 台)			公安委員会受付印		警察署受付印													

(裏)

業 種 別	備 考
1 官 公 署	
2 公 社 公 団 等	公庫及び官公立学校を含む。
3 農 業	果樹、樹園、園芸、畜産及び養蚕を含む。
4 林 業	育林、製薪、木炭製造、木材伐出及び狩猟業を含む。
5 漁 業	水産養殖業を含む。
6 鉱 業	砂、砂利及び玉石採取業を含む。
7 建 設 業	管工事業、さく井工業及び設備工事業を含む。
8 製 造 業	
9 卸 売、小 売 業	百貨店を含む。
10 不 動 産 業	不動産賃貸業を含む。
11 金 融 保 険 業	銀行、信託業及び証券業を含む。
12 運 輸 業	民営鉄道、水運業、沿海運輸、航空運輸及び倉庫業を含む。
13 電 気 ガ ス 業	
14 通 信 業	放送業を含む。
15 サ ー ビ ス 業	旅館、広告業、各種修理業、映画業、医療保険業、各種学校、経済、文化、政治労働、社会福祉団体、清掃業及びニュース供給業を含む。
16 そ の 他	

別記様式第 2 9 (第 2 5 条関係)

(表)

※ 整理 番号		副安全運転管理者に関する届出書																		
山梨県公安委員会 殿		年 月 日																		
副安全運転管理者を選任、解任 届出事項を変更 お届けします。		}したので		届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 住 所 (電話 )											印					
①選任年月日	年 月 日			⑧ 使用 の 本 拠	名 称															
② 副安全運転管理 者氏名	(ふりがな)				位 置															
③ 資 格 要 件	生年月日 大 昭 年 月 日( 歳) (年齢) 平				業 種 別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他														
	1 運転の管理 経験1年以上	2 運転の経験 期間3年以上	3 公安委員 会の認定																	
④職務上の地位	管理する自動車の台数・運転者数																			
⑤ 副安全運転管理 者が運転免許を 持っている場合	免許の種類			⑨ 自動 車 台 数	乗 用 貨 物											⑩ 運 転 者 数				
	免許年月日				大 中 普 軽	大 中 準 普	大 特	大 小 大 普	計											
	免許番号				一 二 一 二 一 一 二 一 二	一 二 一 二	大 小	計												
	交付年月日				種 種 種 種 種 種 種 種	種 種 種 種	種 種	種 種												
交付公安 委 員 会				⑩ 運 転 者 数	専 従 予 備															
⑥ 副安全運転管理 者の勤務の態様	勤務 日勤 隔日 その他( )																			
⑦ 副 安 全 運 転 管 理 者 の 略 歴	勤 務 期 間	勤務所名	職名	⑪ 前 副 安 全 運 転 管 理 者	⑪前副安全 運 転 管 理 者															
	自 . . 至 . .				解任年月日	年 月 日														
	自 . . 至 . .				氏 名															
	自 . . 至 . .				解 任 事 由	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他( )														
	自 . . 至 . .																			
備 考	大型自動車のうち、ダンプカーの 台数は、 ( 台)			公安委員会受付印	警察署受付印															

(裏)

業 種 別	備 考
1 官 公 署	
2 公 社 公 団 等	公庫及び官公立学校を含む。
3 農 業	果樹、樹園、園芸、畜産及び養蚕を含む。
4 林 業	育林、製薪、木炭製造、木材伐出及び狩猟業を含む。
5 漁 業	水産養殖業を含む。
6 鉱 業	砂、砂利及び玉石採取業を含む。
7 建 設 業	管工事業、さく井工業及び設備工事業を含む。
8 製 造 業	
9 卸 売、小 売 業	百貨店を含む。
10 不 動 産 業	不動産賃貸業を含む。
11 金 融 保 険 業	銀行、信託業及び証券業を含む。
12 運 輸 業	民営鉄道、水運業、沿海運輸、航空運輸及び倉庫業を含む。
13 電 気 ガ ス 業	
14 通 信 業	放送業を含む。
15 サ ー ビ ス 業	旅館、広告業、各種修理業、映画業、医療保険業、各種学校、経済、文化、政治労働、社会福祉団体、清掃業及びニュース供給業を含む。
16 そ の 他	



別記様式第三十八中「教育機関名」を「教育機関名  
（第1条 号課程）」に改める。  
別記様式第四十一を次のように改める。

特定教育記録簿

高齢者講習同等	70歳以上75歳未満	
(認定規則第1条第3号、第6号)	75歳以上(認知機能検査結果76以上)	
	75歳以上(認知機能検査結果76未満)	
更新時講習同等(認定規則第1条第6号)		

自 年 月 日 名称  
 至 年 月 日 代表者 印

番号	氏名 生年月日	住所	性別	指導員 氏名	教育実施年月日 教育終了年月日

附 則

この規則は、平成二十九年三月十二日から施行する。ただし、第八条の二の表第三項の改正規定は、平成二十九年三月十九日から施行する。

山梨県公安委員会規則第二号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月九日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第十号中「、退職手当及び公務災害補償」を「及び退職手当」に改める。

第八条の三第三号中「厚生相談」を「厚生及び相談」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 公務災害補償に関すること。

第八条の五を第八条の六とし、第八条の四を第八条の五とし、第八条の三の次に次の一条を加える。

（健康管理室）

第八条の四 厚生課に健康管理室を附置する。

2 健康管理室においては、前条第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

第十二条の二第一項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 取調べの高度化・適正化に関すること。

第十二条の三第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

第十三条の四中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「組織犯罪捜査」を「組織犯罪」に、「課の」を「部及び室並びに部内の他の」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 犯罪組織の情報収集活動に関する指導及び管理に関すること（他の部及び室並びに部内の他の所掌に属するものを除く。）。

第二十一条の四を第二十一条の五とし、第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二の次に次の一条を加える。

（理事）

第二十一条の三 警察本部に理事を置き、警視の階級にある警察官に相当する職員をも

つて充てる。

2 理事は、本部長の命を受けて、特定の事務を掌理する。第二十二條第一項及び第二十三條の二第一項中「留置管理室」の下に「健康管理室」を加える。

別表第一会計の部中

出納	出納第一
出納第二	出納

を

出納

出納

に改め、同表厚生部を次のように改める。

健康管理室	厚生		庶務
	共済	厚生	
健康管理室	共済		生活相談
	生活相談	健康管理	

別表第一生活安全企画の部生活安全対策室の款中

生活安全対策	生活安全
犯罪抑止	犯罪抑止

に改め、同表少年・女性安全対策の

生活安全	生活安全
犯罪抑止	犯罪抑止

部中

ストーリーカー・D V対策第二	ストーリーカー・D V対策第二
--------------------	--------------------

を

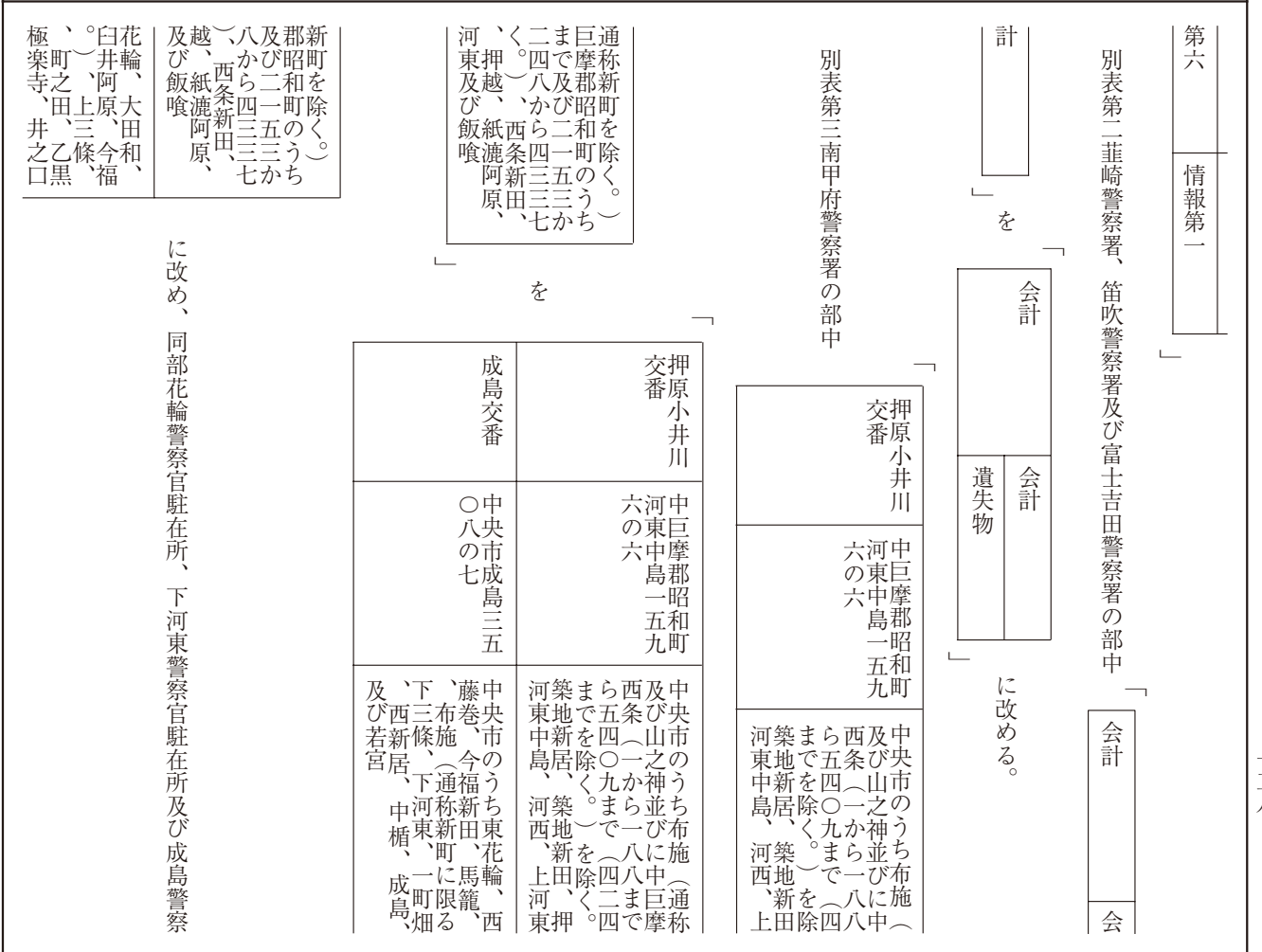
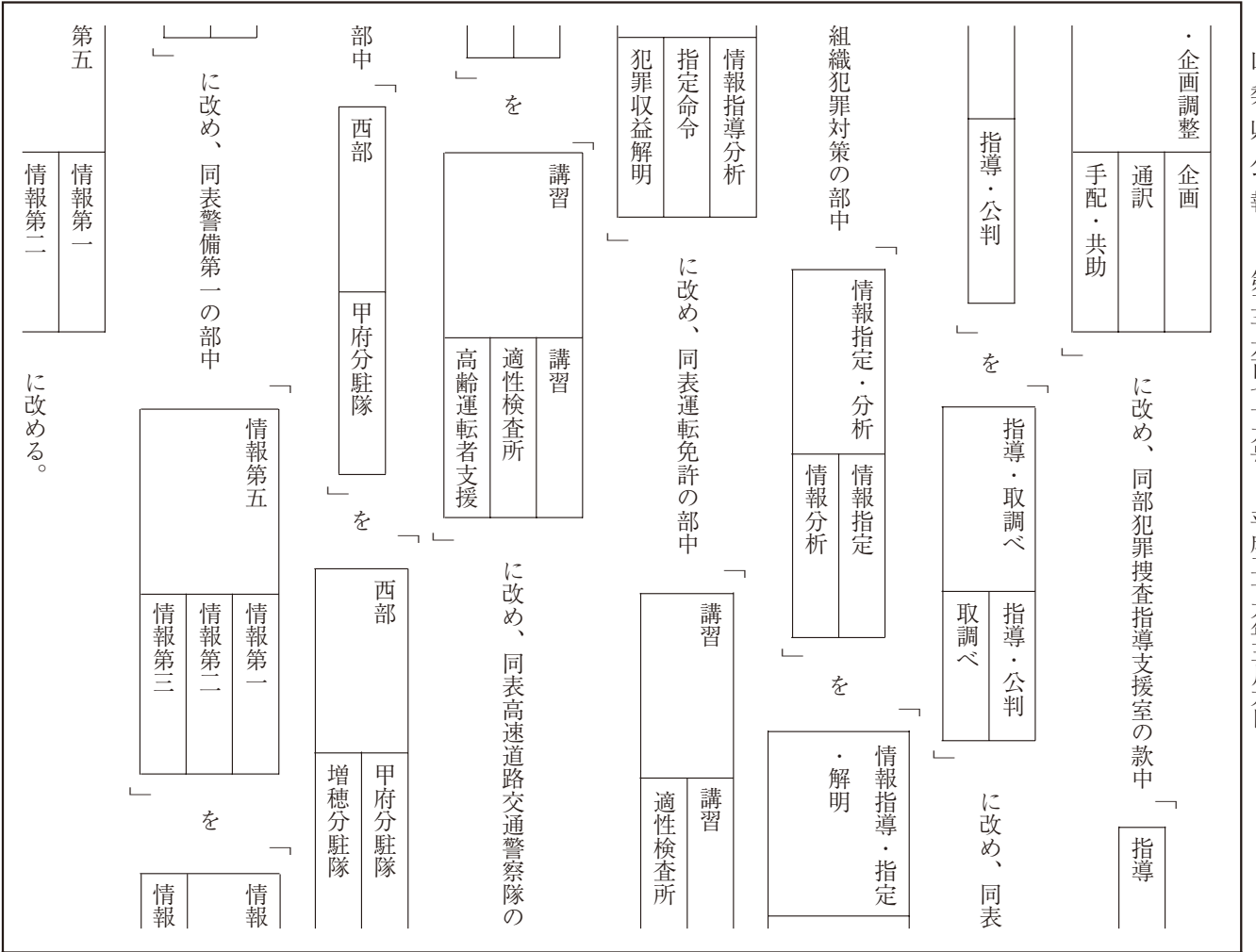
ストーリーカー・D V対策第二	ストーリーカー・D V対策第二
ストーリーカー・D V対策第三	ストーリーカー・D V対策第三

に改め、同表刑事企画の部中

企画調整		
企画	手配・共助	通訳

を

通訳
----



官駐在所の項を削り、同部中

所	太田町連絡
	甲府市太田町10番15号

所	太田町連絡
	甲府市太田町10番15号
花輪連絡所	中央市西花輪四

に改め、同表富士吉田警察署の部月江寺交番の項中「まで」を「

」に、「及び新倉」を「、新倉、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、富士見四丁目、富士見五丁目、富士見六丁目及び富士見七丁目」に改め、同部明見第一警察官駐在所及び明見第二警察官駐在所の項を次のように改める。

明見第一警察官駐在所	富士吉田市大明見一丁目1番1号	富士吉田市のうち大明見一丁目、大明見二丁目、大明見三丁目、大明見四丁目、大明見五丁目、大明見六丁目及び下吉田東一丁目(街区符号35番及び36番(5号から24号までに限る))に限る)
明見第二警察官駐在所	富士吉田市小明見五丁目9番6号	富士吉田市のうち小明見一丁目、小明見二丁目、小明見三丁目、小明見四丁目、小明見五丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目及び向原四丁目

附則

この規則は、平成二十九年三月十六日から施行する。ただし、別表第一高速道路交通警察隊の部の改正規定は、平成二十九年三月十三日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番